

### 3. 食肉センター食肉市場使用料等

※( )は非上場使用料等

	牛・馬	豚・子牛・子馬		めん羊 山羊	摘 要
		普通豚	大貫豚		
	円	円	円	円	
食肉センター使用料	2,160 (2,160)	594 (594)	594 (594)	(594)	市条例による
解体料	9,180 (9,180)	1,242 (1,620)	1,728 (2,106)	(1,620)	卸売業者が徴収
検査手数料	800 (800)	300 (300)	300 (300)	(100)	市条例による
格付手数料	556 ( 0)	108 ( 0)	108 ( 0)	—	日本食肉格付協会
協力費	—	(540)	(864)	(540)	卸売業者が徴収
組合費	20 ( 50)	5 ( 5)	5 ( 5)	( 5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,716 (12,190)	2,249 (3,059)	2,735 (3,869)	(2,859)	
1頭/1日 冷蔵庫使用料	432	216	216	216	卸売業者が徴収
半丸/1日	216	108	108	108	〃
卸売業者市場使用料	売上金額の		2/1,000		市条例による
卸売業者卸売場使用料	m <sup>2</sup> 当り月		216円		〃
事務所、関連施設等使用料	〃		324円		〃
冷蔵施設等使用料	〃		1,080円		〃
部分肉加工施設使用料	〃		3,024円		〃
簡易冷蔵庫使用料	〃		216円		〃
卸売業者販売手数料	売上金額の		35/1,000		卸売業者が徴収